

卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要

学則第 19 条に基づき、

- 1 本校の看護科は 3 年以上、介護福祉科は 2 年以上在学し、第 9 条に規定する科目を履修し、次のとおり必要な単位を修得した者で、卒業判定会議の議を経て、校長が卒業を認定する。

(看護科)

基礎分野	専門基礎分野	専門分野 I	専門分野 II	統合分野	合計
13	23	14	42	13	105 単位

(介護福祉科)

人間と社会	介護	こころとからだのしくみ	医療的ケア	合計
16	43	20	3	82 単位

- 2 校長は卒業を認定した者に卒業証書を授与する。
- 3 前項により卒業を認定した者には、次のとおり専門士の称号を授与する。
 - (1) 医療専門課程の看護科において、卒業を認定した者には専門士（医療専門課程）の称号を授与する。
 - (2) 教育・社会福祉専門課程の介護福祉科において、卒業を認定した者には専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を授与する